スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和7年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

北海道岩内町

自 治 体 名 ： 北海道岩内町
担 当 課 名 ： 教育委員会生涯学習課
電 話 番 号 ： 0135-67-7099

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

面積	70.60㎢
人口	10,767人
公立中学校数	2校
公立中学校生徒数	249人
部活動数 （運動部活動のみ）	10部活
地域クラブ活動数	11クラブ
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	未策定

地域連携・地域展開における市区町村の現状・課題

【現状】

公立中学校は2校で、第一中学校単独部活動は、卓球、陸上競技、男子バスケットボール、バレーボール、サッカーの5活動、第二中学校単独部活動は、卓球、男子バスケットボール、女子バレーボールの3部活動、2校合同部活動は野球、女子バスケットボールの2部活動である。

休日の部活動を教育委員会で運営する地域クラブでの活動に令和7年度中に移行する。（6競技）

【課題】

地域クラブにおける地域の指導者（スポーツ推進委員や岩内体育協会及び協会に加盟している各スポーツ団体から適格者の推薦）の確保。

保護者をはじめとする関係団体（者）の部活動に対する意識改革。

令和７年度　生徒児童数

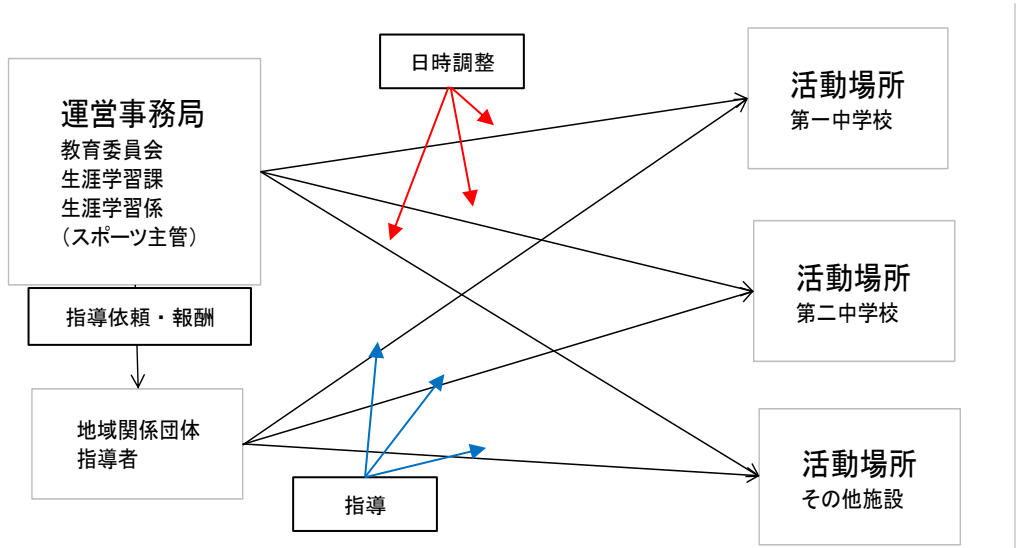
	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生
第一中学校	–	–	35人	44人	63人
第二中学校	–	–	32人	42人	33人
東小学校	29人	39人	–	–	–
西小学校	25人	35人	–	–	–
計	54人	74人	67人	86人	96人

2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制・役割

●市区町村における推進体制図



●行政組織内での役割分担

◉教育委員会

地域クラブ運営全般。

◉首長部局

広報紙、防災行政無線、ホームページなどによる町民周知。
町営体育施設の使用料減免利用許可。

◉コーディネーター

教育委員会に配置し、地域クラブの運営全般を業務とする。
活動種目・指導者・場所の調整。
参加者の入退会、保険の加入、活動日時の周知。

年間の事業スケジュール

8月	地域クラブ活動推進協議会委員委嘱
10月	地域クラブコーディネーター任用
	第一中学校、第二中学校校長へ事業説明
11月	第1回岩内町地域クラブ活動推進協議会開催
	第一中学校、第二中学校教員へ事業説明
12月	保護者へ事業説明
	地域クラブ指導者依頼
	地域クラブの活動実施
1月	地域クラブの活動実施
2月	地域クラブの活動実施
3月	地域クラブの活動実施
	地域クラブ活動推進協議会開催

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域クラブ活動の運営実績

①全体に関すること

実施した地域クラブ活動総数		1クラブ	
ケース別地域クラブ活動数	A：部活動を地域移行した形の地域クラブ活動数（及び移行された部活動数）		1クラブ（10部活動）
	B：部活動にはない種目など、新規の地域クラブ活動数		0クラブ
全体の指導者数	30人	全体の運営スタッフ数	35人

②各地域クラブ活動に関すること（一部抜粋）

地域クラブ活動名	運営団体種別	種目	実施回数（平日・休日）	実施時間帯	参加者（学年別）	実施期間	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
岩内町 地域クラブ	教育 委員会	野球 バスケットボール バレーボール 卓球 陸上競技 サッカー	休日のみ 12月　2回 20、27日 1月　7回 10、11、12、17、18、24、31日 2月　4回 7、11、14、15日	午前中 3時間 又は 午後中 3時間	1年生 51人 2年生 37人 3年生 2人	12月～2月	30人	35人	なし	中体連：部活動 その他：地域クラブ

③その他、体験会やイベント等の開催実績

なし

2.実証内容と成果

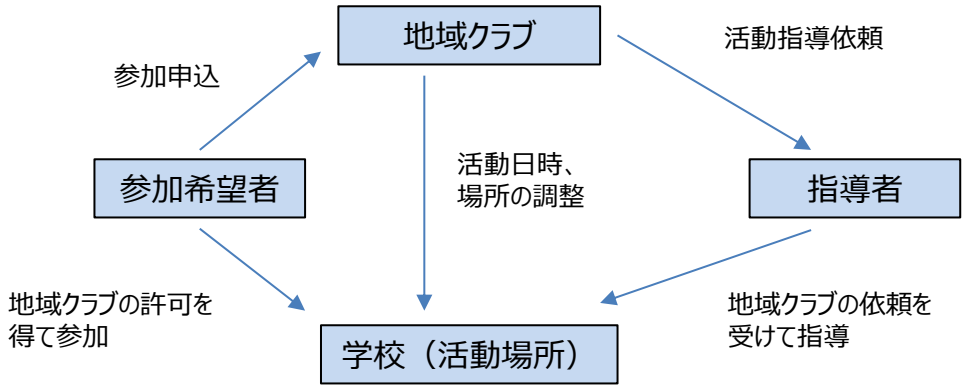
スポーツ庁

主な取組例

●岩内町地域クラブ　活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	野球、バスケットボール、バレーボール、卓球、陸上競技、サッカー
運営団体名	岩内町地域クラブ
期間と日数	12月～2月 12月・2日、1月・7日、2月・4日
指導者の主な属性	地域の競技経験者（部活動外部コーチ） 教職員（兼職兼業）
活動場所	中学校体育館及び校内他
主な移動手段	徒歩、保護者送迎
１人あたりの参加会費等（年額）	なし
１人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年 指導者1人あたり：1,850円/年

●地域クラブ活動を実施する際の運営体制図



●指導者や運営スタッフなどの役割分担等

●指導者　30名

役割：活動者の出席確認、活動中の指導を行う

●運営スタッフ　5名

役割：指導者、活動希望者の保険加入手続き
活動日時、活動場所の調整、活動希望者への周知、
指導者へ謝金支払い

2.実証内容と成果

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

教育委員会で地域クラブ規約を作成し、指導者の確保ができた競技から活動を開始する。
活動場所は、学校体育館のほか町営体育施設で行えるよう、学校及び町担当部署と調整する。
基本的に、町内での活動を考えているが、近隣町村からの参加も検討していく。
地域クラブ活動推進協議会を開催し、地域クラブ規約の適正化を図る。

今後の取組における課題

令和８年４月からは町内の小中学校（４校）が統合し、一つの義務教育学校になるにともない、休日の部活動は行わない方針としているので、教育委員会で運営する地域クラブで休日の活動を補っていけるよう、本年度の実証事業を活かし、指導者の確保に向けて取り組んでいく。
近隣町村からの参加を検討する。

取組の成果

教育委員会で策定した地域クラブ規約（案）を、地域クラブ活動推進協議会で説明し、本年度以降における地域クラブの方向性と、実証事業を進め方について同意を得ることが出来た。
実証事業の活動場所においては、指導者を部活動顧問教員に依頼したため、学校の協力を得やすく、部活動と同様の場所（主に学校）で行うことが出来た。

課題への対応方針

地域クラブ規約を施行するため不備を修正し、地域クラブ活動推進協議会に諮る。
義務教育学校開校に併せ、地域クラブを設立する。
近隣町村担当者と検討会等の開催を企画する。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

コーディネーターの具体的な動きの実績

学校の事務職員や部活動担当教員、各部活動顧問（＝地域クラブ指導者）との連絡調整。
各活動における地域指導者及び生徒の名簿作成。
スポーツ安全保険への加入手続き。
地域指導者の業務月報の確認及び謝金の支払い手続き。

運営団体・実施主体の安全性確保に向けた取組

地域クラブの運営・実施主体については、教育委員会が担い、公正かつ適切な会計処理等とするため、公会計で処理。

地域クラブ活動の運営効率化に向けた取組

地域クラブ活動におけるトラブル・事故発生時の対応方針

【連絡体系】
指導者→教育委員会→学校及び保護者
トラブル・事故発生時の対応は、地域指導者から連絡を受けた教育委員会が責任を持って対処する。
教育委員会よりトラブル・事故の状況や対処の内容等を学校及び保護者と共有する。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保

取組事項

体育協会、スポーツ競技団体、スポーツ少年団等に相談・連携し、指導者確保に努める。
公募による指導者募集。
学校教員へ協力調査。

今後の取組における課題

令和８年４月からは町内の小中学校（４校）が統合し、一つの義務教育学校になるにともない、休日の部活動は行わない方針としているので、教育委員会で運営する地域クラブで休日の活動を補っていけるよう、本年度の実証事業を活かし、指導者の確保に向けて取り組んでいく。

取組の成果

教育委員会より、学校へ協力依頼し、部活動顧問をしている全ての教職員に兼職兼業を許可し、地域の指導者として活動の指導にあたるよう協力を得られた。

課題への対応方針

令和８年度本町に残る教職員の協力がどの程度得られるか。
令和８年度本町に新たに配属される教職員の協力がどの程度得られるか。
スポーツ推進委員、スポーツ少年団指導者、スポーツ関係団体、地域の競技経験者、保護者等に指導者依頼。
公募による指導者募集。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項

体育協会、スポーツ競技団体、スポーツ少年団等に相談・連携する。

取組の成果

地域クラブ活動推進協議会委員に体育協会副理事長を委嘱。

今後の取組における課題

地域クラブ活動の周知不足のため積極的な働きかけを試みる。

課題への対応方針

各スポーツ団体の活動場所に赴き、地域クラブ活動の説明の協力を仰ぐ。

地域公共交通との連携に関する取組

活動場所が町内の場合は、地域公共交通機関を使用する必要がなく、町外の場合は、ほぼ保護者の送迎協力が得られているため、連携に関する取組は今後も考えていない。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　エ：面的・広域的な取組

取組事項

体育協会、スポーツ競技団体、スポーツ少年団等、関係団体から指導者の発掘に努める。
公募による指導者募集。
学校教員へ協力調査。

今後の取組における課題

令和８年４月からは町内の小中学校（４校）が統合し、一つの義務教育学校になるにともない、休日の部活動は行わない方針としているので、教育委員会で運営する地域クラブで休日の活動を補っていけるよう、本年度の実証事業を活かし、指導者の確保に向けて取り組んでいく。

取組の成果

取組なし

課題への対応方針

町内だけでなく、近隣町村はじめ町外からも指導者を発掘。
（町出身者など）
休日に定期的に指導に来られる、又はリモート指導が可能な指導者の発掘。
近隣町村担当者と検討会等の開催を企画する。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　オ：内容の充実

取組事項

児童・生徒、保護者、指導者、教員等に活動に対するアンケートを実施する。
地域クラブの活動参加種目は限定しない。

今後の取組における課題

令和８年４月からは町内の小中学校（４校）が統合し、一つの義務教育学校になるにともない、休日の部活動は行わない方針としているので、教育委員会で運営する地域クラブで休日の活動を補っていけるよう、本年度の実証事業を活かし、指導者の確保に向けて取り組んでいく。

取組の成果

未実施

課題への対応方針

教育委員会において、状況を把握するためにも定期的なアンケートを行う。
設問等は、回答者が答えやすく、短時間で済むような工夫をする。

2.実証内容と成果

取組内容

●取組項目名　ク：その他の取組

取組事項

休日だけでなく平日も含めた活動にするための課題解決策の検討を行う。

今後の取組における課題

令和８年４月からは町内の小中学校（４校）が統合し、一つの義務教育学校になるにともない、休日の部活動は行わない方針としているので、教育委員会で運営する地域クラブで休日の活動を補っていけるよう、本年度の実証事業を活かし、指導者の確保に向けて取り組んでいく。

取組の成果

未実施

課題への対応方針

平日の部活動の時間帯で指導できる指導者がいなければ難しい。

目標とはするが、条件を満たす指導者を慎重に見極める。

町内企業等に対し協力要請を検討。

2.実証内容と成果①

スポーツ庁

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

8月　地域クラブ活動推進協議会委員委嘱
教育委員会で地域クラブ規約（案）を策定

10月　地域クラブコーディネーター任用
第一中学校、第二中学校校長へ地域クラブ実証事業説明

11月　第1回岩内町地域クラブ活動推進協議会開催（地域クラブ規約（案）を基に教育委員会としての方向性を示す。）
第一中学校、第二中学校教職員へ地域クラブ実証事業説明
地域クラブ指導者依頼

12月　保護者へ地域クラブ実証事業説明
地域クラブ指導者依頼
地域クラブ実証事業活動実施

1月　地域クラブ実証事業活動実施

2月　地域クラブ実証事業活動実施

3月　地域クラブ実証事業活動実施
地域クラブ活動推進協議会開催（予定）

●成果の評価

12月からとなってしまったが、学校及び教職員の協力のもと、全ての部活動の休日の活動を地域クラブ活動として実施することができた。
活動を通して、地域クラブの事務の進め方や、令和8年度以降の課題を認識することができた。

●今後に向けて

本年度は、全ての教職員の協力を得られたが、今後は必ずしも協力が得られるとは限らないため、指導者確保は依然課題である。

大会参加に伴うチーム登録や休日の大会引率の扱いを、部活動とするか地域クラブとするか明確にする必要がある。競技により異なる部分があるため、その棲み分けが課題となる。

令和8年4月からは町内の小中学校（4校）が統合し、一つの義務教育学校になるにともない、休日の部活動は行わない方針としているので、教育委員会で運営する地域クラブで休日の活動を補っていけるよう、本年度の実証事業を活かし、指導者の確保に向けて取組んでいく。

令和8年度からは、持続可能な活動を目指し、地域クラブ活動者より会費等を徴収する。

2.実証内容と成果④

スポーツ庁

参考資料



【12月20日午後バスケットボール】



【 12月20日午前男子バレーボール】



【 12月20日午前女子バレーボール】



【 12月20日午前卓球】

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域クラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和5、6年度

地域クラブ設立を目指し、実証事業実施

令和7年度

地域クラブ活動推進協議会開催

中学校現場との調整

教職員保護者への説明

地域クラブ活動の実証事業

令和8年度

地域クラブ活動開始

保護者より会費徴収

ステークホルダー

教育委員会、学校、統括コーディネーター、スポーツ団体

経過

令和5年度より、教育委員会で運営する地域クラブ設立を目指し、中学校の協力を得て、令和5、6年度に一部の部活動で実証事業を行い、本年度は、地域クラブ活動推進協議会を開催し、そこで教育委員会としての方向性を示した後に、中学校と調整し、全ての部活動において実証事業を行った。

実施内容

休日の部活動の活動を全て地域クラブの活動として行えるよう、地域クラブ指導者には部活動顧問教職員に兼職でなってもらったほか、部活動の外部コーチとして部活動に関わっている地域ボランティア指導者にもそのまま指導にあたってもらった。結果、生徒らの活動としてはなんら変わらないものではあるが、教育委員会の運営となるため、各指導者及び生徒にスポーツ安全保険を掛け、指導者へ謝金を支払った。

実施にあたって生じた課題

本年度は、全ての教職員の協力を得られたが、今後は必ずしも協力が得られるとは限らないため、指導者確保は依然課題である。

大会参加に伴うチーム登録や休日の大会引率の扱いを、部活動とするか地域クラブとするか明確にする必要がある。競技により異なる部分があるため、その棲み分けが課題となる。

今後の展開

令和8年4月からは町内の小中学校（4校）が統合し、一つの義務教育学校になるにともない、休日の部活動は行わない方針としているので、教育委員会で運営する地域クラブで休日の活動を補っていけるよう、本年度の実証事業を活かし、指導者の確保に向けて取り組んでいく。

令和8年度からは、持続可能な活動を目指し、地域クラブ活動者より会費等を徴収する。

3.今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

学校向け

令和８年度　学校部活動及び岩内町地域クラブ活動イメージ（案）

【基本理念】子どもたちにとって、望ましいスポーツ・文化芸術環境の実現

平日

部活動として活動

- 少なくとも週１日は休養日
- 活動は２時間程度
- 道教委から部活動手当を支給
- 担当は顧問教員と外部コーチ
- 運営は学校
- 保険の加入は学校



休日

地域クラブとして活動

- 少なくとも週１日は休養日
- 活動は３時間程度
  （報酬1h1,600円,最大３時間）
- 地域の指導者が指導
- 引き受けてくださる先生に
  教育委員会が兼職兼業を発令
- 担当は地域の指導者
- 運営は岩内地域クラブ
  （教育委員会）
- 保険の加入は、
  岩内地域クラブ